



岐阜市告示第061号

鏡島東地区の住居表示実施について

鏡島東地区の住居表示実施について、別図案のとおり実施したいので、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

なお、この案に異議があるときは、同条第 2 項の規定により、告示の日から 30 日を経過する日までに、変更の請求ができます。

令和 7 年 4 月 25 日

岐阜市長 柴橋正直

